

京都大学における学術交流協定締結にかかる安全保障輸出管理に関するガイドライン

平成 24 年 12 月 28 日
安全保障輸出管理委員会決定

大学の教育研究活動の国際化の中で、外国の大学との連携が推進されており、部局間学術交流協定、学生交流協定、大学間学術交流協定等（以下「協定等」という。）の締結数は増加しています。一方で、平成 22 年 4 月 1 日に施行された外国為替及び外国貿易法の改正以降、大学における安全保障輸出管理が法的に必須の事項とされ、実質的な管理の要請も年々高まっています。

法令等においては、外国為替令および輸出貿易管理令に定める規制対象技術または貨物（以下「リスト規制技術・貨物」という。）の外国への提供について経済産業省の許可を得るべきことが定められているほか、同省が別に定める「外国ユーザーリスト」（以下「リスト」という。）において安全保障輸出管理上特に注意を要する機関等（企業等のほか、大学や研究機関も含む）及び懸念のある 4 分野（核、生物、化学、ミサイル等、以下「関連分野」という。）が定められているものの、その取り扱いに関し、国際的な学術交流協定について具体的に定めたものは無く、締結の可否について明確な基準が存在しない現状であり、大学として法令遵守及び国際的な平和の維持の観点から、慎重な判断を行う必要があります。

つきましては、本学において外国との協定等を締結しようとする場合、各部局等は、以下のガイドラインにより計画・実施していただくようお願いいたします。

1. 相手先機関等がリストの掲載機関である場合、または、リストの掲載機関ではないが、その他の情報により軍事関係機関である可能性を確認した場合には、下記の条件を慎重に確認・検討したうえで協定締結の可否を判断することとし、全ての条件が満たされない場合には、全学安全保障輸出管理委員会に判断を必ず仰ぐこととし、単独で協定等を締結しないこと。
 - (1) 関連分野のうち、当該リストの掲載機関等に関連付けられた分野での研究交流が行われないことが、担保可能なこと。
 - (2) 関連分野にかかる技術・貨物の流出が起らないよう、継続的にかつ確実に適切な交流状況の把握・管理が行えること。
 - (3) 関連分野に関わらず、交流においてリスト規制技術・貨物の提供を伴わないことが確認でき、また意図しない流出が起らないよう適切に管理できること。
 - (4) 協定等に基づき交流等を行う外国人研究者や留学生等について、本学で得た技術等を将来にわたって軍事転用しない旨の誓約書を必ず提出させること。
 - (5) (1)～(4)について条件を満たす場合、協定等を締結しようとする部局等の部局安全保障輸出管理責任者は書面でその旨を統括安全保障輸出管理責任者に提出し、安全保障輸出管理委員会の審査を要請して承認を得ること。

2. 上記の条件は、既に締結済みの協定等について、以下の場合に準用する。
 - (1) 条件の変更等を行おうとする場合。
 - (2) 期間の終了時において、更新・延長を行おうとする場合。
 - (3) 期間の自動更新が定められている場合において、協定締結後に当該機関が新たにリストに掲載されたとき。

3. 本ガイドラインに定める上記の条件に抛りがたい特段の事情がある場合は、部局安全保障輸出管理責任者は書面により安全保障輸出管理委員会による審議を要請することができる。

4. 本ガイドラインは、平成 24 年 12 月 28 日より施行する。